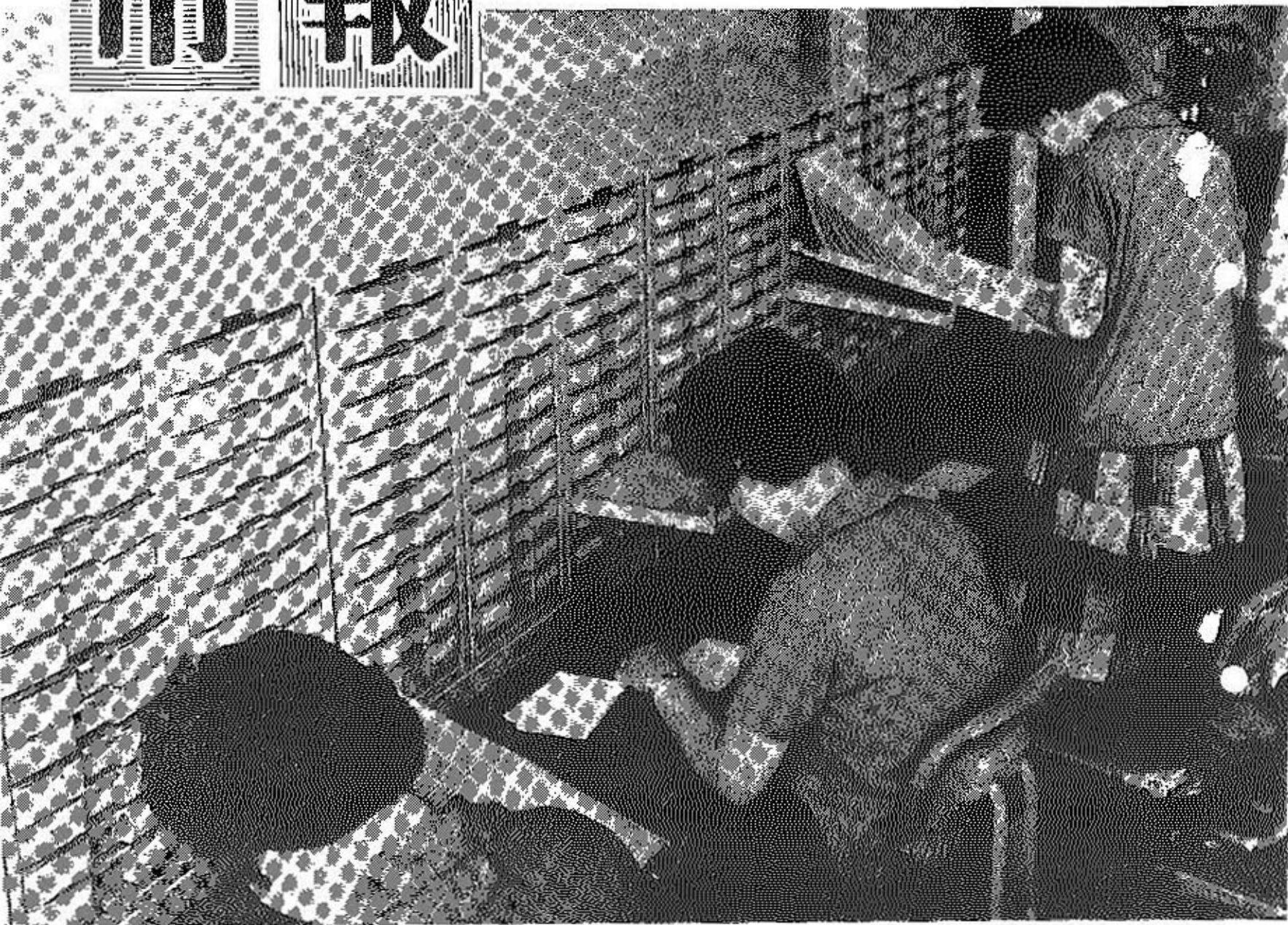


勝山市報

主な目次

- ◇市民本位に事務改善を実施.....(2)
- ◇第2室戸台風の被害状況.....(2)
- ◇臨時市議会から.....(2)
- ◇手数料一覧表.....(2)
- ◇各種届出手続について.....(8)
- ◇好成绩の北谷放牧場.....(4)
- ◇電話加入の申込みについて.....(4)
- ◇わたくしたちの郷土史(第三回).....(4)

昭和三十一年七月二十七日第三種郵便物認可
 毎月二十日(日)発行
 〒500 岐阜県勝山市板橋八十六番
 電話三六九三三三三三



70年ぶりで事務改善 /

みなさん、きたる十月二十日から市役所の事務が、明治二十一年の市町村制制定以来、七十年ぶりで、みなさんにとっても便利のように改善されました。

まず市民のみなさんに親しまれる課々市民課を新設し、だいたいのご用はこの市民課だけで、かたんに早くすませることができるようになりました。

ちようど四年前、戸籍課にコピー(複写機)を採用し、それまで二日もまつていただいた戸籍謄本などを、この機械にかけてわずか数分で仕上げ、みなさんから「待たせない市役所」と好評を得ていました。

こんどの事務改善で、最新式の事務機械をとり入れ、市役所の事務もウンと近代化されました。くわしいことは二、三頁をおよみください。そして、お気懸に市民課へお出ください。

(写真は一式式記録器を整理している女三職員)

窓口事務を新設市民課に統合

10月20日から実施

審記的事務機械化

臨時市議會

第二室戸台風被害状況

被害總額 二億三千万円／

▽土木関係

一億二千八百七十二万円

河川 九千九百十七万四千

道路 千七百十万円

内橋梁 千二百四十五万四

▽農林関係 七千五百九十六万円

地 三千六百四十九畝

三千八百四十七萬四

内	本	册	三	八	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十	七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八	七十九	八十	八十一	八十二	八十三	八十四	八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十	九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八	九十九	一百
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----

進 百 万 円

▽工場倒壊、一部損壊、漏水

千百五十万四

▽学校施設 百二十六万円

▽家屋損壊など 千三百十六万円

二〇一六年六月

二、三、四、五

各種料金表

イ 特殊自動車、普通自動車、小型貨物一輛百出
ロ 二輪小型自動車
ハ 五十門
ニ 原動機付自転車臨時運
行權譲與一枚五十出
ヲ めん羊剪毛 一頭百出

▽火葬場使用料

イ・五才以上

瘦
指

車 忙

五人以上

底 部

報 報 報
自 自 自

五、五

五才未前

三、四、五

二死還哭

木胎製(産)

▽治籍登録簿

7 水道料金（）

一校用一

市役所へ
こんな用事で
お出でのとき

各種届出手続早見表

よく読んで
お忘れ物の
ないように...

届出事項	持参するもの	注 意	届出事項	持参するもの	注 意
出生届の場合	イ. 出生届 ロ. 印鑑 ハ. 配給通帳 ニ. 国民健康保険被保険者証 ホ. 母子手帳	出生日から14日以内に届出て下さい 出生届用紙は市役所にあります 生れた子の父の印鑑 配給を受けている世帯は持参する 国民健康保険加入者は持参する 〔注〕出生子、本人の本籍地が他市町村にある場合、届出書は2通必要です。	婚姻届と同時に転入する場合 (その他の場合も同じ) ④夫婦が本籍住所ともに本市にある場合 ⑤夫婦のどちらか一方の本籍地が他市町村にある場合	イ. 婚姻届 ロ. 印鑑 ハ. 配給通帳 ニ. 国民健康保険被保険者証	婚姻届用紙は市民課にあります 夫婦の印鑑及び証人二人の印鑑但し、証人については押印してきてもよい 夫婦の購入通帳、但し配給を受けているもののみ持参 夫婦のうち被保険加入者のみ持参する
死亡届の場合	イ. 死亡届 ロ. 死亡診断書 ハ. 印鑑 ニ. 配給通帳 ホ. 国民健康保険被保険者証	死亡の日から7日以内に届出て下さい 死亡届用紙は市役所にあります 火葬許可願に必要なため持参 同居の親族「何氏のもの」の印鑑持参 配給を受けている世帯は持参する 国民健康保険加入者は持参する 〔注〕死亡者本人の本籍地が他市町村にある場合は死亡届2通		イ. 婚姻届 ロ. 戸籍抄本 ハ. 転出証明書 ニ. 印鑑 ホ. 配給通帳 ヘ. 国民健康保険被保険者証	2通提出を必要とする 本市に入籍しようとするものの戸籍抄本を持参する 本市に入籍しようとするものの転出証明書を持参する 夫婦の印鑑及び証人二人の印鑑但し、証人については押印してきてもよい 入籍しようとする世帯が配給を受けている場合は持参する 入籍しようとする世帯が国民健康保険加入者で入籍者が他の保険に入っていない場合持参する
転出する場合	イ. 印鑑 ロ. 配給通帳 ハ. 国民健康保険被保険者証	印鑑は世帯主のものを持参する 配給を受けている世帯は持参する 国民健康保険加入者は持参する 〔注〕転出先の住所を明記できるように測っておく。転出証明書交付手数料50円持参	⑥夫婦がともに市内に居住し本籍が他市町村にある場合	イ. 婚姻届 ロ. 戸籍抄本 ハ. 印鑑 ニ. 配給通帳 ホ. 国民健康保険被保険者証	3通提出を必要とする 夫婦の戸籍抄本で2通必要 夫婦の印鑑と証人2人の印鑑但し、証人については押印してきてもよい 夫婦の購入通帳、但し配給を受けているもののみ持参 夫婦の被保険者証、但し国民健康保険加入者のみ持参
転入する場合	イ. 印鑑 ロ. 転出証明書 ハ. 配給通帳 ニ. 国民健康保険被保険者証	転入の日から14日以内に届けて下さい 一部転入する場合はその世帯主の印鑑、その他は本人の印鑑持参 転入前の住所地市町村長が発行したもの 配給を受けている世帯は持参する 国民健康保険加入者は持参する	印鑑登録する場合	登録しようとする印鑑	登録の届出は本人自らすること 〔注〕届出をする者が病氣等で代理人である場合は委任状と代理人の実印が必要 委任状には証人2人の実印を必要 委任状には必ず5円収入印紙貼付 委任状の用紙は市民課にあります
住所変更の場合(市内転居)		住所を変更してから14日以内に、また死亡その他で世帯主を変更したときは速に届出て下さい	改廃印の場合	新旧の印鑑	登録されている印鑑及び改めようとする印鑑を持参する
世帯主変更の場合	イ. 印鑑 ロ. 配給通帳 ハ. 国民健康保険被保険者証	世帯主または本人のものを持参する 配給を受けている世帯は持参する 国民健康保険加入者は持参する	印鑑証明の場合	登録してある印鑑	印鑑の証明申請は本人自ら印鑑を提示する 代理人の時は委任状と代理人の実印が必要

北谷放牧場 四ヶ月に一一〇キロ増える

平泉寺にも放牧場

○……北谷和牛組合（組合長小林太寄有さん）では去年から県および市の協力で市有林二四を借り受け、牛の放牧場をひらき、大変よい成績をあげています。

放牧されている牛は、和牛一二乳牛一〇、計二二頭で、期間は六月から十月までの五ヶ月間。先日農務課の田中技師が発育状況を調べたところ、四ヶ月の間に牛の体重が和牛でなんと一一〇キロ、乳牛で三二キロ、体高で三センチそれぞれ大きくなっていることがわかり十六人の組合員を喜ばせています。

○……また平泉寺農協では、同町上野で牧草地をつくり、明年から乳牛の放し飼いを計画しています。

牧草地は約十ヘクタール、この間ブルトソーで開墾し肥料を施しクロロバ、オーチャードグラスなどの牧草のタネをまきました。

これが明年の夏ごろになりますと成長し、りっぱな牧場になり、そこを約三十頭の乳牛を放牧する計画です。

こうして市の農業は、一歩一歩新しい村づくりをめざして変わりつつあることは、誠に結構なことだと思います。

農家経営などで、いい思いつきがあつたり、また相談ごとがありましたら、ご遠慮なく市農務課または普及事務所へお出ください。

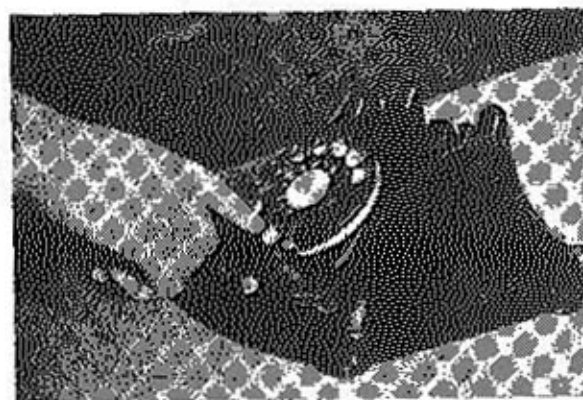
十月九日から三日間 調理師の講習会

勝山保健所では、調理師の免許証をもつておられる方を対象に、さたる十月九日から三日間にわたって同所で講習会を開くことになりました。

この講習は、旧福井県調理師条例による免許証を調理師法によるものに切りかえるための講習会ですから、受講しない場合は、旧条例による免許証で十一月八日まで失効しますから、かならず受講されるよう勝山保健所では要望しています。

受講申し込みは十月五日まで。なお、くわしいことは同所（電話三五九）へお問い合わせ下さい。

冬こそ勝山で
買いましよう



もうすぐ

自動式電話へ

来月下旬新しい勝山電話局が新国道筋にお目見えします。そして、いまの電話（磁石式）は来年度から、都会なみの自動式電話に切りかえられます。この結果、福井、大野

は即時通話になります。

電話加入のお申し込みは早目におねがいいたします。いまお申し込みになりますと、工事のついでですから早くつき、大変有利です。

（勝山電話局長）

わたくしたちの郷土史

福後秀助

(3)

その後越前山に常住し、松葉を食とし、苦修練行、密呪を授け、加持祈禱をなし、徳行を積みました。在山五年にして大行を了し、山を下り、坂井郡豊原南条郡日野山、足羽郡文珠山、吉田郡蔵王山、大野郡飯降山等を開き、最後に白山を開くことになりました。

勝山と泰澄大師



白山開闢については、道を三十八社より東郷に出で、羽生の里より花山荒井に出で九頭龍川を船の舟にて渡り、平泉寺に着き、それより十二宿の險難を踏破し、翌二年六月天嶺院ケ原に着いたといわれる。時は泰澄三十五才、英氣はつらつと信念充満の時でありました。十二宿というのは金剣峯、釈迦ヶ原、法音、弘川、温川、伏拝、河上、一ノ瀬、檜ノ宿、尾平、弥陀ヶ原のことです。この道は将来白山登山道として、御定道とも称し幅十二尺もある当時の大道路でありました。道の両側には杉の並木を植え、火に燃えぬ道であり文化文政道まで約八百年も存続しました。この道は登山道たるの

を祀り、前後四十二年間白山と平泉寺を中心として、越前、若狭、近江、美濃、飛騨、加賀、越中、越後を巡錫教化し、平泉寺白山中宮を始め六百有余の白山社が建立されるようになります。勝山地方においても三十六社の建立を見るに至りました（写真は毛屋にある伊野姫の墓）